

のあそびクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、「のあそびクラブ」と称する。

(事務局)

第2条 のあそびクラブは、一般社団法人のあそびlaboの事業とし、同法人内に事務局を置く。

(運営)

第3条 のあそびクラブの活動は、「のあそびクラブ事務局」(以下「事務局」と称す)が企画運営する。

第2章 目的・活動

(目的)

第4条 のあそびクラブは、登山をはじめとする野外活動を通じて、会員間の交流や親睦を図るとともに、自然環境保護等の社会貢献活動を行う。

(活動)

第5条 のあそびクラブは、前条の目的遂行のため、以下の活動を行う。

- (1) 年間を通して野外活動を行う。
- (2) 必要に応じて勉強会や講習会を行う。
- (3) 交流イベント等を行う。
- (4) 社会貢献活動をはじめ、必要に応じて他の機関と連携する。

(指導)

第6条 野外活動等では必要に応じて、事務局がCL(チーフリーダー)、SL(サブリーダー)、SA(セーフティアシスタント)を指名し、指名された者は指導的立場で活動を統率する。なお、参加した会員はSL及びSL、SAの指示に従う。

(安全管理)

第7条 野外活動中の安全管理については、原則として自己責任とする。

(各活動の参加申し込み)

第8条 各活動に参加する場合は、事務局が指定した方法で事前に申し込む。

第3章 会員

(会員)

第9条 本規約に賛同した入会希望者は会員となる資格を有する。ただし、未成年は親の同意を要する。

(入会)

第10条 事務局が指定した方法で手続きを行い、入会とする。

(退会)

第11条 事務局が指定した方法で手続きを行い、退会とする。

第4章 保険

(会員の保険)

第12条 会員は野外活動の事故や怪我に対応する保険に各自加入し、加入した保険内容を事務局に報告する。

(運営者の保険)

第13条 運営者の過失による事故や怪我等については、損害賠償保険にて対応する。

第5章 会計

(入会費)

第14条 入会費は無料とする。

(会費)

第15条 会費は無料とする。

(参加費)

第16条 各活動の参加費は、活動内容に応じて事務局が設定し、事務局が指定した方法及び期限内に支払う。なお、本規約第6条内のCL及びSL、SAは参加費を必要としない。

(キャンセル料金)

第17条 各活動への申し込みが完了後、自己都合によりキャンセルする場合、以下のキャンセル料金が発生する。

- (1) 催行日の8日前まで：無料
- (2) 催行日の7日前から4日前：参加費の30%
- (3) 催行日の3日前から1日前：参加費の50%
- (4) 催行日当日：参加費の100%

(交通費)

第18条 のあそびクラブの活動で、会員の車両を使用した場合は、交通費として以下の金額を事務局が車両所有会員に支払う。

- (1) 燃料代金：車両走行距離と実燃費から燃料費用を算出
- (2) 有料道路・フェリー代金等の交通費用
- (3) 車両使用代金：1,000円＋走行距離100km加算する毎に1,000円追加

(謝礼金)

第19条 本規約第6条内のCL及びSLには、以下の謝礼金を事務局が支払う。なお、以下の金額は1日当たりの金額であり、半日の場合は半額とする。また、勉強会等の講師については、内容に応じて事務局が謝礼金額を決定する。

- (1) 危険度の低い野外活動：10,000円 (CL及びSL)
- (2) 危険度の高い野外活動等で事務局が指定したもの：15,000円 (CL及びSL)

(収支・監査)

第20条 事業年度末(3月末)に事務局が当期決算を作成し、のあそびlaboが決算内容の監査を行うものとする。

第6章 その他

(未規定事項)

第21条 本規約未記載事項については、全て事務局の決議に委ねられるものとする。

以上

2023年6月14日制定